

(改正後)

(改正前)

建設業許可の手引き

令和 2 年 9 月改訂版

(令和 2 年 10 月 1 日施行)

宮 城 県 土 木 部

建設業許可の手引き

令和 2 年 7 月改訂版

宮 城 県 土 木 部

(改正後)

はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類に不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により处罚されますので注意してください。

申請手続の代理については、法律で行政書士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。（代理人の方が提出する際は、必ず委任状の添付をお願いします。）

手続きは、建設業法、その他関係法令及び「建設業許可事務ガイドライン」に則り進められております。また、事業管理課ホームページに掲載されている、「建設業許可Q&A」も併せて御参照ください。

◎お願い

土木事務所から返還された申請書（届出書）の控えは、今後の許可申請等で必要になる場合がありますので、確認書類を含めて大切に保管してください。

(改正前)

はじめに

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類に不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により处罚されますので注意してください。

申請手続の代理については、法律で行政書士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません。（代理人の方が提出する際は、必ず委任状の添付をお願いします。）

手続きは、建設業法、その他関係法令及び「建設業許可事務ガイドライン」に則り進められております。また、事業管理課ホームページに掲載されている、「建設業許可Q&A」も併せて御参照ください。

第一編 建設業許可について

1	建設業の許可と種類	1
(1)	建設業とは	1
(2)	許可を必要とする者	1
(3)	建設工事と建設業の種類	1
	〔補足〕建設工事区分の考え方	6
(4)	附帯工事	13
2	許可の種類	14
(1)	知事許可と大臣許可	14
(2)	許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3	許可の有効期間	15
4	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
(1)	<u>経営業務の管理体制</u>	15, 19
(2)	専任技術者	16, 19
(3)	誠実性	16, 19
(4)	財産の基礎等	18, 20
(5)	欠格要件等	18, 21

第二編 許可申請について

5	許可の申請手続	22
(1)	宮城県知事許可の申請手続	22
(2)	国土交通大臣許可の申請手続	25
6	許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	26
	建設業許可申請書類等一覧	26
	申請書類記載例	29
(1)	建設業許可申請書〔表紙〕	29
(2)	建設業許可申請書〔様式第一号〕	30
(3)	役員等の一覧表〔別紙一〕	33
(4)	営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	34
(5)	営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	35
(6)	専任技術者一覧表〔別紙四〕	36
(7)	工事経歴書〔様式第二号〕	38
(8)	直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	49
(9)	使用人数〔様式第四号〕	51
(10)	誓約書〔様式第六号〕	52
(11)	<u>常勤役員等証明書〔様式第七号〕</u>	53
(12)	<u>常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕</u>	54
	◎ <u>経営業務の管理体制（規則第7条1号イ該当の場合）の確認資料</u>	55

第一編 建設業許可について

1	建設業の許可と種類	1
(1)	建設業とは	1
(2)	許可を必要とする者	1
(3)	建設工事と建設業の種類	1
	◎建設工事区分の考え方	6
(4)	附帯工事	13
2	許可の種類	14
(1)	知事許可と大臣許可	14
(2)	許可の区分（一般建設業と特定建設業）	14
3	許可の有効期間	15
4	許可の基準（許可を受けるための資格要件）	15
(1)	<u>経営業務の管理責任者</u>	15, 19
(2)	専任技術者	16, 19
(3)	誠実性	16, 20
(4)	財産の基礎等	17, 20
(5)	欠格要件等	17, 21

第二編 許可申請について

5	許可の申請手続	22
(1)	宮城県知事許可の申請手続	22
(2)	国土交通大臣許可の申請手續	25
6	許可申請書の作成（申請書類の記入例及び記入上の注意）	26
	建設業許可申請書類等一覧	26
	申請書類記載例	28
(1)	建設業許可申請書〔表紙〕	28
(2)	建設業許可申請書〔様式第一号〕	29
(3)	役員等の一覧表〔別紙一〕	32
(4)	営業所一覧表（新規許可等）〔別紙二（1）〕	33
(5)	営業所一覧表（更新）〔別紙二（2）〕	34
(6)	専任技術者一覧表〔別紙四〕	35
(7)	工事経歴書〔様式第二号〕	37
(8)	直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕	48
(9)	使用人数〔様式第四号〕	50
(10)	誓約書〔様式第六号〕	51
(11)	<u>経営業務の管理責任者証明書〔様式第七号〕</u>	52
(12)	<u>経営業務の管理責任者の略歴書〔様式第七号別紙〕</u>	53
	◎ <u>経営業務の管理責任者の確認資料</u>	54

(13) <u>常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕</u>	57
(14) <u>常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕</u>	61
(15) <u>常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕</u>	62
⑤経営業務の管理体制（規則第7条1号□該当の場合）の確認資料	63
(16) <u>健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕</u>	65
(17) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	67
⑥専任技術者の確認資料	68
⑦専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	69
⑧技術者の資格（指定学科）表	69
⑨技術職員資格区分コード表	70
(18) 実務経験証明書〔様式第九号〕	73
(19) 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕	74
(20) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	75
(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	76
(22) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	77
(23) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	78
(24) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	79
(25) 営業の沿革〔様式第二十号〕	97
(26) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	98
(27) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の四〕	99

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	100
2 変更届の提出	101
(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕	106
(2) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	110
(3) 届出書〔様式第二十二号の三〕	112
(4) 変更届出書（決算報告用）	114
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	115
4 訂正の届出	116
5 建設業許可証明書	117
6 建設業許可申請書の閲覧	118
7 建設業許可申請書類の写しの交付	118
〔参考〕	
建設業許可申請等における行政書士の代理申請について	119
建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表	122
申請に関するお問い合わせ先	124

(13) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	55
⑩専任技術者の確認資料	56
⑪専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	57
⑫技術者の資格（指定学科）表	57
⑬技術職員資格区分コード表	58
(14) 実務経験証明書〔様式第九号〕	61
(15) 指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕	62
(16) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕	63
(17) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕	64
(18) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十三号〕	65
(19) 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕	66
(20) 財務諸表〔様式第十五号から様式第十九号〕	67
(21) 営業の沿革〔様式第二十号〕	85
(22) 所属建設業者団体〔様式第二十号の二〕	86
(23) 健康保険等の加入状況〔様式第二十号の三〕	87
(24) 主要取引金融機関名〔様式第二十号の四〕	89

第三編 許可後の注意事項について

1 標識の掲示	90
2 変更届の提出	91
(1) 変更届出書〔様式第二十二号の二〕	96
(2) 経営業務の管理責任者証明書〔様式第七号〕	100
(3) 専任技術者証明書（新規・変更）〔様式第八号〕	100
(4) 届出書〔様式第二十二号の三〕	102
(5) 変更届出書（決算報告用）	104
3 廃業等の届出 廃業届〔様式第二十二号の四〕	105
4 訂正の届出	106
5 建設業許可証明書	107
6 建設業許可申請書の閲覧	108
7 建設業許可申請書類の写しの交付	108
〔参考〕	
建設業許可申請等における行政書士の代理申請について	109

(改正後)

(改正前)

建設業許可申請書及び変更届出書等提出書類一覧表 ······ 112

申請に関するお問い合わせ先 ······ 114

2 許可の種類—法第3条—

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

イ 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

ロ 国土交通大臣許可

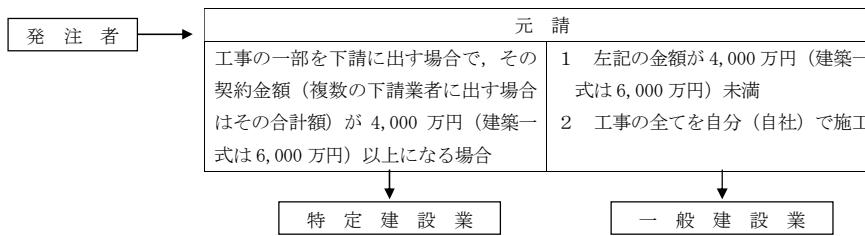
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
- ③ 建設業の経営経験を有する役員等（建設業法施行規則第7条第1号の要件を満たす者）又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
- ④ 専任技術者が常勤していること。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

(注) [指定建設業について]

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

2 許可の種類—法第3条—

(1) 知事許可と大臣許可

建設業の許可には、知事許可と大臣許可があります。

ア 知事許可

1つの都道府県内にだけ営業所を持ち、営業する場合は知事許可を受けます。

イ 国土交通大臣許可

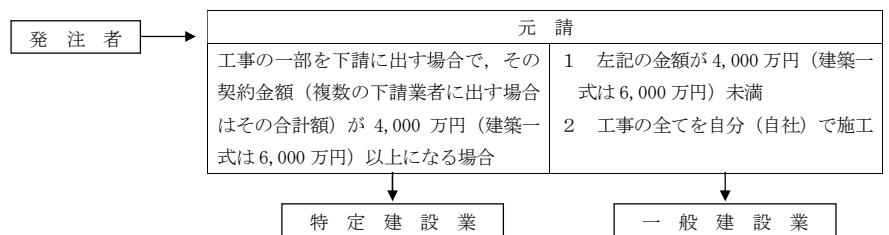
2つ以上の都道府県に営業所を持ち、営業する場合は国土交通大臣許可を受けます。

(注) 営業所とは、本店、支店、常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

- ① 請負契約の見積り、入札、契約締結等の実体的な業務を行っていること。
 - ② 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分等とは明確に区分された事務室が設けられていること。
 - ③ 経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条の使用人（①に関する権限を付与された者）が常勤していること。
 - ④ 専任技術者が常勤していること。
- したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所などはこの営業所に該当しません。

(2) 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。（同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。）



この特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、法令上特別の義務が課せられます。

(注) [指定建設業について]

次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業

3 許可の有効期間－法第3条－

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業する場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きを行えば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）－法第7・8・15条－

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目	一般建設業	特定建設業
1 建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること。（建設業法施行規則第7条第1項第1号及び第2号の基準を満たす者であること。）	<p><u>一法第7条第1号</u></p> <p>●規則第7条第1号</p> <p>イ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>② 建設業に関し五年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者</p> <p>③ 建設業に関し六年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p> <p>経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要となる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験。</p>	<p><u>一法第15条第1号</u></p> <p>同左</p> <p>業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者。</p> <p>取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。</p>

3 許可の有効期間－法第3条－

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き当該許可に係る建設業者として営業しようとする場合には、期限が満了する日の30日前までに、許可を受けた時と同様の手続きにより許可の更新の手続きをとらなければなりません。手続きを怠れば期間満了とともにその効力を失い、当該許可に係る建設業者として営業することができなくなります。

なお、許可の更新の手続きをとつていれば、有効期間の満了後であっても許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

4 許可の基準（許可を受けるための資格要件）－法第7・8・15条－

許可を受けるためには、次の下表の項目に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

- 1 経営業務の管理責任者がいること。
- 2 専任技術者を営業所ごとに置いていること。
- 3 請負契約に関して誠実性を有していること。
- 4 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること。
- 5 欠格要件等に該当しないこと。

項目	一般建設業	特定建設業
1 経営業務の管理責任者	<p><u>一法第7条第1号</u></p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に開設され、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ イと同等以上の能力を有する者と認められた者</p> <p>① 許可を受けようとする建設業に開設され、※執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有する者</p> <p>② 許可を受けようとする建設業に開設され、6年以上経営業務を補佐した経験を有する者</p> <p>③ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に開設され、6年以上経営業務の管理責任者及び執行役員等としての経験を有する者</p> <p>④ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p><u>一法第15条第1号</u></p> <p>同左</p> <p>※ 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあり、経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者。</p>

(改正後)

(改正前)

	<p>ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験（許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする「建設業を営む者」にあつては当該「建設業を営む者」における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。）を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。</p> <p>① 建設業に關し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）</p> <p>としての経験を有する者</p> <p>② 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に關し、二年以上役員等としての経験を有する者</p> <p>ハ 國土交通大臣が又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの</p> <p>●規則第7条第2号</p> <p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第三項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に關し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十</p>
--	---

(改正後)

(改正前)

		<p><u>三条第一項の規定による届書を提出した者であること。</u></p> <p><u>ハ 履用保険法（昭和四十九年法律第二百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十二条第一項の規定による届書を提出した者であること。</u></p>	
2 専任 技術 者	すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。 いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。	<p>一法第7条第2号一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後 ① 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ 5年以上の実務経験を有する者 ② 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>指定学科 - P. 69 表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。） ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ① 指定学科に関し • 旧実業学校卒業程度検定合格後5年 • 旧専門学校卒業程度検定合格後3年 以上の実務経験を有する者 ② P70-72表の資格区分「○」、「□」または「☆」、及び「●」、「■」または「★」に該当する者 ③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p> <p>(※) 役員等とは ①相談役②顧問③総株主の議決権の100分の5以上を有する株主（個人に限る）④出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人に限る） ⑤その他役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者</p>	<p>一法第15条第2号一 イ P. 58-60表の資格区分「●」、「■」または「★」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>(注) 指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。 (指定建設業についてはP. 14 参照)</p>
3 誠実性	請負契約に關し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあること。	<p>一法第7条第3号一 法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>一法第15条第1号一 同 左</p>

2 専任 技術 者	<p>すべての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。</p> <p>いわゆる「職業能力開発大学校」等は含みません。</p>	<p>一法第7条第2号一 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 指定学科を卒業後 ① 高校（旧実業学校含む）、中等教育学校、専門学校（1年制） ⇒ 5年以上の実務経験を有する者 ② 大学（短期大学、高等専門学校・旧専門学校を含む）、専門学校（2年制以上） ⇒ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>指定学科 - P. 57 表参照</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。） ハ イ、ロと同等又はそれ以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 ① 指定学科に関し • 旧実業学校卒業程度検定合格後5年 • 旧専門学校卒業程度検定合格後3年 以上の実務経験を有する者 ② P58-60表の資格区分「○」、「□」または「☆」、及び「●」、「■」または「★」に該当する者 ③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p>一法第15条第2号一 イ P. 58-60表の資格区分「●」、「■」または「★」に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ元請として4,500万円以上の工事について2年以上の指導監督的な実務を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者</p> <p>(注) 指定建設業については、上記のイ又はハに該当する者であること。 (指定建設業についてはP. 14 参照)</p>
3 誠実性	<p>請負契約に關し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあること。</p>	<p>一法第7条第3号一 法人・法人の役員等（※）、個人事業主・支配人、支店長・営業所長が左に該当すること。</p>	<p>一法第15条第1号一 同 左</p>

(1) 適切な経営体制

- イ 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。
- ロ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- ハ 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができます。
- ニ 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどをを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行なう部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- 「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。
- これらの経験は、申請事業者における経験に限られます。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。

(2) 専任技術者

- 「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。
- ア 2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。
- イ 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- ウ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

(1) 経営業務の管理責任者

- 「経営業務の管理責任者」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位(法人の役員・個人の事業主又は支配人・建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第3条に規定する使用人(以下「令第3条の使用人」という。)ー支店長、営業所長等ー)にあって、建設業の経営業務について総合的に管理し、執行した経験を有した者をいいます。(法人の役員の場合、非常勤取締役での経験は認められるが、申請時においては「常勤」でなければなりません。)
- ア 2以上の業種の許可を申請する場合において、それぞれの業種について許可の基準の表1ーイ、ロ①いざれかの基準を満たしている者がある場合は、その者がそれらの業種の「経営業務の管理責任者」を兼ねることができます。
- イ 同表1ーロ②は、個人事業主の死亡等により、実質的な廃業となること(許可要件が満たされなくなること)を救済する場合等に適用する基準です。(許可を受けようとする建設業に限って、経営業務の管理責任者に準ずる地位について年限を加重して経営経験の要件を充足するものとして認められるものです。)
- ウ 「経営業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験のことです。
- エ 許可を受けようとする建設業に関する6年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も該当するものとする。
- オ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が通算6年以上である場合も該当するものとする。
- カ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する6年以上の執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験並びに許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も該当するものとする。

(2) 専任技術者

- 「専任技術者」とは、その営業所に常勤して、専らその業務に従事する者をいいます。
- ア 2以上の業種の許可を申請する場合、同表の各基準を満たしている者は、同一営業所内において、それぞれの業種の「専任技術者」を兼ねることができます。
- イ 「経営業務の管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。
- ウ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令により専任性を要するとされる者と兼ねることはできません。ただし、同一企業で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

(改正後)

すので了承願います。

なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください。）

提出

イ 提出場所 （許可申請書の提出は窓口のみの受付となります。決算変更届等、一部の変更届出書については、郵送による提出を受付けておりますので、詳しくは事業管理課HPを御確認ください。）

●P.24「所在地別管轄土木事務所一覧」参照

●申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

提出部数

正本1通（押印したもの）P.26, 27の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

受付

イ 申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

ロ 申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

	申請区分	申請手数料等
宮城県 知事許 可	○新規、許可換え新規、般・特新規 ○業種追加又は更新 ○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付） 申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）

（注）登録免許税を除いて、納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

ハ 申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
	組織換	建設業許可を受けている個人事業者が事業を法人化した場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）
8	業種追加+更新	4と5を同時に申請する場合（注1）

(改正前)

すので了承願います。

※なお、各種変更届、建設業許可証明書の申請については、予約は不要です。（月～金曜日（土日祝日、閉庁時除く）の各管轄土木事務所申請窓口の申請受付時間中に、提出してください。）

提出

（イ）提出場所 （郵送による申請書類等の提出は、受け付けていません。）

●P. 24の「所在地別管轄土木事務所一覧」を御確認の上、管轄の土木事務所に提出してください。

●申請受付時間は、予約の際にお時間をお伝えしますので、その時間に御来庁ください。

（ロ）提出部数

正本1通（押印したもの）P. 26, 27の一覧表に記載した順に綴ったもの

写し2通（正本のコピーで可）土木事務所へ提出分1通、本社控分1通

※確認書類は正本及び本社控分の計2通に添付してください。

受付

申請内容が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容を裏付ける資料が揃っているか等を確認し、必要事項が備わっていると認められると受理されます。

また、申請手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

	申請区分	申請手数料等
宮城県 知事許 可	○新規、許可換え新規、般・特新規 ○業種追加又は更新 ○その他上記の組合せにより、加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。	申請手数料9万円（宮城県収入証紙を正本に貼付） 申請手数料5万円（宮城県収入証紙を正本に貼付）

（注）登録免許税を除いて、納入された手数料については、許可申請の審査に対するものであるため、不許可の場合でも還付されません。

（注）申請区分については、下表を参考にしてください。

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けっていない場合
	組織換	建設業許可を受けている個人事業者が事業を法人化した場合
	継承	建設業許可を受けている個人事業者から建設業の主たる部分を配偶者または2親等以内の者が承継した場合
2	許可換え新規	○他都道府県知事許可から宮城県知事許可へ ○宮城県知事許可から国土交通大臣許可へ ○国土交通大臣許可から宮城県知事許可へ
3	般・特新規	○「一般建設業」のみの許可業者が「特定建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」のみの許可業者が「一般建設業」を申請する場合 (同じ業種について、特定から一般にする場合は廃業届が必要です。)
4	業種追加	○「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ○「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般・特新規+業種追加	3と4を同時に申請する場合
7	般・特新規+更新	3と5を同時に申請する場合（注1）

(改正後)

『宮城県収入証紙の販売について』

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

(2) 国土交通大臣許可の申請手続

●宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

『管轄行政庁・申請窓口』(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階

電話： 022-225-2171（代表）（内線6145）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、書類の提出方法が変更になる場合があります。最新の情報を下記HP等で御確認ください。

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。

副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

申請区分		申請手数料等
国土交通大臣	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
許 可	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、	加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

(改正前)

『宮城県収入証紙の販売について』

県内に本店を置く銀行、信用金庫等

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/sendai.html> (会計課ホームページ) で購入してください。

(2) 国土交通大臣許可の申請手続

●宮城県内に主たる営業所があり国土交通大臣許可の申請を申請する方は、東北地方整備局で発行する「東北地方整備局管内の建設業大臣許可業者における建設業許可の手引き」を確認の上、以下の受付窓口に申請してください。(※申請書類の内容に関する質問は、東北地方整備局までお願いいたします。)

※本手引きは主に宮城県知事許可業者を対象としていますので、国土交通大臣許可を申請する際の提出書類と異なる場合があります。特に確認資料については直接下記までお問い合わせください。

『管轄行政庁・申請窓口』(郵送可)

国土交通省東北地方整備局 建政部建設産業課建設業係

〒980-8602 仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台第1地方合同庁舎（B棟）14階

電話： 022-225-2171（代表）（内線6145）

ホームページアドレス：<http://www.thr.mlit.go.jp/>

●提出部数

正本1通（押印したもの）綴り方は東北地方整備局作成の手引きを御参照ください。

副本1通（正本のコピーで可）会社控え分となります。

●申請手数料は下表のとおりです。

申請区分		申請手数料等
国土交通大臣	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税15万円（仙台北税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付）
許 可	○業種追加又は更新	申請手数料5万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、	加算されます。窓口にお問い合わせ下さい。

※なお、大臣許可の新規申請を取り下げる場合は、「許可申請の取下げ願」及び「登録免許税の還付願」を併せて提出してください。

(改正後)

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

建設業許可申請書類等一覧

順位	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1	表紙 建設業許可申請書	29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 知事許可の場合必要
2	第一号 建設業許可申請書	30	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	別紙一 役員等の一覧表	33	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 個人の場合も必要
4	別紙二（1） 営業所一覧表（新規許可等）	34	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	別紙二（2） 営業所一覧表（更新）	35		<input type="radio"/>	
6	別紙三 収入証紙等貼付書	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	別紙四 専任技術者一覧表	36	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	第二号 工事経歴書	39-48	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	49-50	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10	第四号 使用人数	51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
11	第六号 誓約書	52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12	第七号 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書	53	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 様式第七号の二、別紙一、別紙二を提出した時は提出不要
13	第七号 別紙 常勤役員等の略歴書	54	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 様式第七号の二、別紙を提出した時は提出不要
14	第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	57	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
15	第七号の二 常勤役員等の略歴書	61	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 様式第七号、別紙を提出した時は提出不要
16	第七号の二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	62	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
17	第七号の三 健康保険等の加入状況	65	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
18	第八号 専任技術者証明書（新規・変更）	67	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
19	監理技術者資格者証	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
20	卒業証明書	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	必要な場合のみ
21	資格証明書の写（併せて原本を提示）	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	P.58～60の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
22	第九号 実務経験証明書	73	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	証明者別に作成
23	第十号 指導監督的実務経験証明書	74	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	証明者別に作成
24	第十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	75	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
25	第十二号 許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	76	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
26	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）が成年被後見人等に該当しない旨の証明書（注2）	21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	成年後3か月以内のもの
	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P21参照）				
27	第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	77	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したもののみ
28	建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	成年後3か月以内のもの
29	定款	—	<input type="radio"/>	△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
30	第十四号 株主（出資者）調書	78	<input type="radio"/>	△	法人のみ

(改正前)

6 許可申請書の作成(申請書類の記入例及び記入上の注意)

建設業許可申請書類等一覧

順位	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1	表紙 建設業許可申請書	28	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 知事許可の場合必要
2	第一号 建設業許可申請書	29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	別紙一 役員等の一覧表	32	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 個人の場合も必要
4	別紙二（1） 営業所一覧表（新規許可等）	33	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	別紙二（2） 営業所一覧表（更新）	34		<input type="radio"/>	
6	別紙三 収入証紙等貼付書	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	別紙四 専任技術者一覧表	35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	第二号 工事経歴書	37-47	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	業種別に作成、実績なしでも添付、追加の場合は追加業種分のみ
9	第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	48-49	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10	第四号 使用人数	50	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
11	第六号 誓約書	51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12	第七号 経営業務の管理責任者証明書	52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
13	別紙 別紙 経営業務の管理責任者の略歴書	53	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	
14	第八号 専任技術者証明書（新規・変更）	55	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
15	監理技術者資格者証	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
16	卒業証明書	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	必要な場合のみ
17	資格証明書の写（併せて原本を提示）	—	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	P.58～60の表の技術者の資格区分に該当するもののみ
18	第九号 実務経験証明書	61	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	証明者別に作成
19	第十号 指導監督的実務経験証明書	62	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	証明者別に作成
20	第十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	63	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したものののみ
21	第十二号 許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書	64	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	監査役は不要 経営業務の管理責任者は作成不要
22	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）が成年被後見人等に該当しない旨の証明書（注2）	21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」（P21参照）
23	第十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	65	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人で支配人を置くもの及び別紙二（1）別紙二（2）の「従たる営業所」を記入したものののみ
24	建設業法施行令第3条に規定する使用人が成年被後見人等に該当しない旨の証明書	21	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
25	定款	—	<input type="radio"/>	△	法人のみ 会社保有の現行定款と同一内容のもの（議事録を含む）
26	第十四号 株主（出資者）調書	66	<input type="radio"/>	△	法人のみ

(改正後)

31	財務諸表表紙 第十五号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	79-93	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
32	財務諸表表紙 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	79, 93-96	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
33		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	○	△	発行後3か月以内のもの	
34 第二十号	営業の沿革		97	○	○		
35 第二十号の二	所属建設業者団体		98	○	△	該当なしの場合も添付	
36	納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	法人事業税	-	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
				○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		個人事業税	大臣	○			
				○			
37 第二十号の四	主要取引金融機関名		99	○	△		
38	既に受けている建設業の許可通知書		-	△			許可換え新規の場合必要
39	委任状		-	☆	☆	☆	代理申請の場合 発行後3か月以内のもの
確認資料	常勤性の確認資料（常勤役員等・専技）		-	○	○	○	
	営業所所在地の確認資料		32	○			
	財産的基礎の確認資料（注4）		20	○	○	○	
	適切な経営体制の確認資料		55, 63	△	△	← p56,p64(注6)要確認。	
	実務経験の確認資料		68, 74	○	○		国家資格の場合は不要
	保険加入状況の確認資料		66	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

(注1) No. 19~23について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注2) No. 26「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

(注3) No. 31の付属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

※法第十七条の二、三に規定される隣接・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、本手引き記載例の様式とは異なりますので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。これらの申請にあたっては、お早めに管轄の土木事務所へ御相談願います。

(改正前)

27	財務諸表表紙 第十二号 第十六号 第十七号 第十七号の二 第十七号の三	財務諸表（法人用）（直前1年分）（注3）	67-80	○			新規設立会社で決算期が未到来の場合は開始貸借対照表
28	財務諸表表紙 第十八号 第十九号	財務諸表（個人用）（直前1年分）	67, 81-84	○			新規開業で決算期が未到来の場合は添付不要
29		登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	-	○	△	発行後3か月以内のもの	
30 第二十号	営業の沿革		85	○	○		
31 第二十号の二	所属建設業者団体		86	○	△	該当なしの場合も添付	
32	納税証明書（原本） ※以下の記載があるもの ・納付すべき額 ・納付済額	法人事業税	-	○			・新規設立会社で決算期未到来の場合は、法人設立等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
				○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
		個人事業税	大臣	○			・個人で決算期未到来の場合は事業開始等届出書又は電子申請受付確認のハードコピー等を添付
				○			
33 第二十号の三	健康保険等の加入状況		87	○	○	○	
34 第二十号の四	主要取引金融機関名		89	○		△	
35	既に受けている建設業の許可通知書		-	△			許可換え新規の場合必要
36	委任状		-	☆	☆	☆	代理申請の場合
確認資料	常勤性の確認資料（経管・専技）		-	○	○	○	
	営業所所在地の確認資料		31	○			
	財産的基礎の確認資料（注4）		20	○	○	○	
	経営経験の確認資料		54	○	☆		
	実務経験の確認資料		56, 62	☆	☆		
	保険加入状況の確認資料		87	○	○	○	

○印→必要とする書類

△印→既に申請（変更届を含む。）したものと記載事項に変更がない場合は省略できる書類

☆印→場合によっては必要な書類

(注1) No. 15~19について

該当するもののみ添付して下さい。国土交通大臣による特別認定者で専任技術者になっている者が、許可の有効期間内に認定の更新を行った場合は、許可の更新時に認定書の写しを添付して下さい。

(注2) No. 22「許可申請者が成年被後見人等に該当しない旨の証明書」について

取締役ではない「相談役」「顧問」「100分の5以上の株主」「100分の5以上の出資者」（いずれも個人に限る）については、役員等の一覧表（別紙1）に記載する必要がありますが、法務局が交付する「登記されていないことの証明書」及び市区町村長が交付する「身元（身分）証明書」の添付は不要です。

(注3) No. 27の付属明細表〔様式第十七号の三〕について

資本金が1億円を超える、又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。

(改正後)

申請書類記載例

(1) 建設業許可申請書〔表紙〕

建設業許可申請書

該当する申請区分に○をつける。

申請区分	令和〇〇年〇〇月〇〇日申請
1 新規	許可年月日※ 令和 年 月 日
2 許可換え新規	宮城県知事許可※ 第
3 特新規	記入しない。
4 業種追加	般物 申請業種 ○土木事業 建築工事業 大工事業 左官工事業 ○とび・土工事業 石工事業 筋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 筋筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 ○内装仕上工事業 機械器具設備工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 造園工事業 さく井工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 解体工事業
5 更新	申請する業種に○をつける。
6 特新規+業種追加	・該当する数字を○で囲む
7 特新規+更新	事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。 (例) (登記上) ○〇市…… (事実上) ○〇市……
8 業種追加+更新	9 ④③①-⑧⑤⑦⑩
9 特新規+業種追加+更新	主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話 022-2111-3116
(特記事項)	株式会社仙台建設
法人の場合は代表者、個人の場合はその本人	審査担当者 商号は記入不要
代表者職氏名	申請する業種の該当する欄に○印を記入 ※印の部分は記入不要
代表取締役 仙台太郎	担当者・申請代理人
電話 ()	

※代理申請について
申請書の作成に行政書士が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。
なお、代理人の記名及び押印が必要な書類については、P119-121を御確認下さい。

(改正前)

申請書類記載例

(1) 建設業許可申請書〔表紙〕

建設業許可申請書

該当する申請区分に○をつける。

申請区分	令和〇〇年〇〇月〇〇日申請
1 新規	許可年月日※ 令和 年 月 日
2 許可換え新規	宮城県知事許可※ 第
3 特新規	記入しない。
4 業種追加	般物 申請業種 ○土木事業 建築工事業 大工事業 左官工事業 ○とび・土工事業 石工事業 筋根工事業 電気工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 筋筋工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 ○内装仕上工事業 機械器具設備工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 造園工事業 さく井工事業 建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業 解体工事業
5 更新	申請する業種に○をつける。
6 特新規+業種追加	・該当する数字を○で囲む
7 特新規+更新	事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。 (例) (登記上) ○〇市…… (事実上) ○〇市……
8 業種追加+更新	9 ④③①-⑧⑤⑦⑩
9 特新規+業種追加+更新	主たる営業所 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 電話 022-2111-3116
(特記事項)	株式会社仙台建設
法人の場合は代表者、個人の場合はその本人	審査担当者 商号は記入不要
代表者職氏名	申請する業種の該当する欄に○印を記入 ※印の部分は記入不要
代表取締役 仙台太郎	担当者・申請代理人
電話 ()	

※代理申請について
申請書の作成に行政書士等の方が係っている場合、担当者・申請代理人欄に記名してください。
なお、代理人の記名及び押印が必要な書類については、P109-111を御確認下さい。

(改正後)

(2) 建設業許可申請書【様式第一号】

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

※法第十七条の二、三に規定される譲渡・合併・分割・相続を伴う認可申請書類については、本手引き記載例の様式とは異なりますので、御注意ください。
様式は、事業管理課HPに掲載しております。

様式第一号(第二条関係)

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

(2) 建設業許可申請書【様式第一号】

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

(用紙A4)
000001

行政書士が
作成を代理し
ている場合、
申請者欄に2
段書きで記
名・押印する。

<p>枠内は記入しないこと。</p> <p>この部分のプリガナはいらない。</p> <p>新規・許可換えの場合は上段のみ記入する。</p> <p>濁点、半濁点は、1文字とすること。 (例): 夕八</p> <p>市区町村コード表(P.32)の番号を記入する。</p> <p>右詰めで記入する。</p> <p>個人の場合は記入しない。</p> <p>許可換え申請の場合のみ記入する。</p> <p>(注1)</p> <p>カラム欄に記入する字体について ○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)による。 ○ 個人の場合は、住民票による。</p>		<p>法人の場合は代表者、個人の場合はその本人</p> <p>宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 仙台建設 代表取締役 仙台太郎 印</p> <p>行政書士コード 000001</p> <p>更新時に2つ以上ある許可日を1つにまとめるときは「1」、それ以外は「2」を記入する。</p> <p>該当する業種のカラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。</p> <p>姓と名の間は1カラムあけること。</p> <p>個人で支配人登記している場合のみ記入する。</p> <p>主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。</p> <p>原則として本店所在地を記入する。登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入する。 なお、記入の際は、市区町村に続くところから記入する。 (例) ○○市○○字○○一〇</p> <p>建設業以外に営業している業務があれば記入する。</p> <p>複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。</p> <p>必ず会社等の担当者の名前を記載する。</p> <p>固定電話の番号を記入する(携帯電話の番号)</p>
<p>枠内は記入しないこと。</p> <p>この部分のプリガナはいらない。</p> <p>新規・許可換えの場合は上段のみ記入する。</p> <p>濁点、半濁点は、1文字とすること。 (例): 夕八</p> <p>市区町村コード表(P.32)の番号を記入する。</p> <p>右詰めで記入する。</p> <p>個人の場合は記入しない。</p> <p>許可換え申請の場合のみ記入する。</p> <p>(注1)</p> <p>カラム欄に記入する字体について ○ 法人の場合は、商号、代表者名は登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)による。 ○ 個人の場合は、住民票による。</p>		<p>法人の場合は代表者、個人の場合はその本人</p> <p>宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 株式会社 仙台建設 代表取締役 仙台太郎 印</p> <p>行政書士の方が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名・押印する。</p> <p>更新時に2つ以上ある許可日を1つにまとめるときは「1」、それ以外は「2」を記入する。</p> <p>該当する業種のカラムに一般の場合は「1」、特定の場合は「2」を記入する。</p> <p>姓と名の間は1カラムあけること。</p> <p>個人で支配人登記している場合のみ記入する。</p> <p>主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する。</p> <p>原則として本店所在地を記入する。登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地を記入する。 なお、記入の際は、市区町村に続くところから記入する。 (例) ○○市○○字○○一〇</p> <p>建設業以外に営業している業務があれば記入する。</p> <p>複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。</p> <p>必ず会社等の担当者の名前を記載する。</p> <p>固定電話の番号を記入する(携帯電話の番号は記入しない)。</p>

(改正前)

(2) 建設業許可申請書【様式第一号】

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は2段書きにする。
(例) (登記上) ○○市……
(事実上) ○○市……

(用紙A4)
000001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和〇年〇月〇日

行政書士の方が作成を代理している場合、申請者欄に2段書きで記名・押印する。

(改正後)

(7) 工事経歴書【様式第二号】○経営事項審査を受けない場合の記載例

※P.43-48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

工事経歴書
(税込)・税抜

実績がない場合は「なし」と記載する。

(建設工事の種類)

とび・土工・
コンクリート

工事

どちらか当てはまる
方に丸を付ける。

申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事及び未成工事について、元請・下請を問わず、請負代金の大きい順に記載する。

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都市 道府県及 び 市 区 町 村 名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
								着工年月日	完成又は 完成予定年月
A	元請		A 部新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	レ	100,000 千円	令和 元年 10 月	令和 元年 12 月
B	仙台産業(株)	〃	仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	(50,000) 80,000 千円	令和 元年 2 月	令和 元年 4 月
C	B	〃	B 部住宅敷地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	レ	50,000 千円	令和 元年 3 月	令和 元年 5 月
D	(株)昭和建設	下請	広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 勝 津島一平	レ	9,000 千円	令和 元年 5 月	令和 元年 5 月
E	(株)東北道路	〃	道路法面工事	宮城県 仙台市	半田五郎	レ	7,500 千円	令和 元年 1 月	令和 元年 1 月
F	(株)東北塗装	〃	太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	6,000 千円	令和 元年 10 月	令和 元年 11 月
G	(株)令和組	元請	宗ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	5,500 千円	令和 元年 9 月	令和 元年 9 月
H	山田建設(株)	下請	白石川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	レ	4,200 千円	令和 元年 2 月	令和 元年 3 月
I	(株)四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッターワーク	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	3,800 千円	令和 元年 4 月	令和 元年 4 月

決算変更届に添付する場合は、記載要領3(2)に
係らず、記載件数は年間工事高の7割の額に達す
るまでとし、7割まで記載すると工事件数が20件
を超える場合は20件までとする。「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、
工事内容が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意
すること(発注者「A」、工事名「A部新築工
事」のように記載する)。ページごとの合計を
記載する。各工事現場に置かれた配
置技術者について、該當
する箇所にレ印を記載する。ページごとの完成
工事高の合計額
(A~Iの合計額)ページごとの元
請完工事高の
合計額
(A+B+C+G)

(改正前)

(7) 工事経歴書【様式第二号】○経営事項審査を受けない場合の記載例

※P.42-47の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書
(税込)・税抜

実績がない場合は「なし」と記載する。

(建設工事の種類)

とび・土工・
コンクリート

工事

どちらか当てはまる
方に丸を付ける。

申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事及び未成工事について、元請・下請を問わず、請負代金の大きい順に記載する。

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都市 道府県及 び 市 区 町 村 名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち PC ・法面処理 ・鋼橋上部	工期	
								着工年月日	完成又は 完成予定年月
A	元請		A 部新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	レ	100,000 千円	令和 元年 10 月	令和 元年 12 月
B	仙台産業(株)	〃	仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	(50,000) 80,000 千円	令和 元年 2 月	令和 元年 4 月
C	B	〃	B 部住宅敷地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	レ	50,000 千円	令和 元年 3 月	令和 元年 5 月
D	(株)昭和建設	下請	広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 勝 津島一平	レ	9,000 千円	令和 元年 5 月	令和 元年 5 月
E	(株)東北道路	〃	道路法面工事	宮城県 仙台市	半田五郎	レ	7,500 千円	令和 元年 1 月	令和 元年 1 月
F	(株)東北塗装	〃	太白アパート改築工事の内 足場仮設工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	6,000 千円	令和 元年 10 月	令和 元年 11 月
G	(株)令和組	元請	宗ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	5,500 千円	令和 元年 9 月	令和 元年 9 月
H	山田建設(株)	下請	白石川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	レ	4,200 千円	令和 元年 2 月	令和 元年 3 月
I	(株)四国道路	〃	一般国道100号線道路改良 工事の内カッターワーク	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	3,800 千円	令和 元年 4 月	令和 元年 4 月

決算変更届に添付する場合は、記載要領3(2)に
係らず、記載件数は年間工事高の7割の額に達す
るまでとし、7割まで記載すると工事件数が20件
を超える場合は20件までとする。「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、
工事内容が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意
すること(発注者「A」、工事名「A部新築工
事」のように記載する)。ページごとの合計を
記載する。各工事現場に置かれた配
置技術者について、該當
する箇所にレ印を記載する。ページごとの完成
工事高の合計額
(A~Iの合計額)ページごとの元
請完工事高の
合計額
(A+B+C+G)工事進行基準が
適用される工事
は、その完成工事
高を括弧書で付
記する。当該工事の施工
中に配置技術者の
変更があった
場合には、変更
前の者を含むす
べての者を記載
する。

(改正後)

○経営事項審査を受ける場合の記載例② (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

※P.39のフロー図、P.43-48の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

工事経歴書
とび・エエ・
コンクリート 工事 (税込 · 税抜)

(建設工事の種類)

	注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及 び市 区町村	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、PC 〔法面処理 鋼橋上部〕	工期 着工年月日 完成又は 完成予定期限
A	C	元請		C郎新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	レ	(10,000 千円) 12,000 千円	令和 元年 10 月 令和 2 年 5 月
B	D	ク		D郎車止め設置工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	4,500 千円	令和 元年 2 月 令和 元年 3 月
C	E	ク		E住宅設地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	レ	3,200 千円	令和 元年 1 月 令和 元年 8 月
D	(株)昭和建設	下請		広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 博 津島一平	レ	8,000 千円	1. 元請工事に係る完成工 事の7割まで記載
E	令和産業(株)	ク		仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	半田五郎	レ	6,000 千円	令和 元年 1 月 令和 元年 1 月
F	(株)東北塗装	ク		太白アパート改築工事の内 足場設置工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	2,500 千円	令和 元年 10 月 令和 元年 11 月
G	(株)令和組	ク		榮ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	2,000 千円	令和 元年 8 月 令和 元年 9 月
H	中国建築(株)	ク		一般国道9号線道路 新設工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	レ	1,900 千円	令和 元年 2 月 令和 元年 3 月
I	四国道路	ク		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	1,800 千円	令和 元年 4 月 令和 元年 4 月
J	F 郎玄岡	元請		コンクリート工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,700 千円	令和 元年 12 月 令和 元年 12 月
K	(株)江戸機械	下請		G郎新築工事の内 基礎工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	1,600 千円	ページごとの完成 工事高の合計額 (A～Mの合計額)
L	(株)昭和建設	ク		県道758号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,500 千円	ページごとの元請 完成工事高の合 計額 (A+B+C+J)
M	明治製作(株)	ク		県道123号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,000 千円	令和 元年 5 月 令和 元年 5 月

B・C+F～Mの件数≤10件

... 「軽微な工事」

ページごとの合計を記載する。

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容
が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発
注者「A」、工事名「A郎新築工事」のように記載する)。

(改正前)

○経営事項審査を受ける場合の記載例② (全体で軽微な工事が10件に達した場合)

※P.38のフロー図、P.42-47の記載要領を必ずご覧ください

様式第二号 (第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書
とび・エエ・
コンクリート 工事 (税込 · 税抜)

(建設工事の種類)

	注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及 び市 区町村	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、PC 〔法面処理 鋼橋上部〕	工期 着工年月日 完成又は 完成予定期限
A	C	元請		C郎新築工事の内 足場組立て工事	宮城県 仙台市	江藤一郎	レ	(10,000 千円) 12,000 千円	令和 元年 10 月 令和 2 年 5 月
B	D	ク		D郎車止め設置工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	4,500 千円	令和 元年 2 月 令和 元年 3 月
C	E	ク		E住宅設地盛土及び 基礎工事	宮城県 仙台市	一宮二郎	レ	3,200 千円	令和 元年 1 月 令和 元年 8 月
D	(株)昭和建設	下請		広瀬川改修工事の内 掘削工事	宮城県 仙台市	山田 博 津島一平	レ	8,000 千円	1. 元請工事に係る完成工 事の7割まで記載
E	令和産業(株)	ク		仙台ビル新築工事の内 外構工事	宮城県 仙台市	半田五郎	レ	6,000 千円	令和 元年 1 月 令和 元年 1 月
F	(株)東北塗装	ク		太白アパート改築工事の内 足場設置工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	2,500 千円	令和 元年 10 月 令和 元年 11 月
G	(株)令和組	ク		榮ビル新築工事の内 くい打工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	2,000 千円	令和 元年 8 月 令和 元年 9 月
H	中国建築(株)	ク		一般国道9号線道路 新設工事	宮城県 仙台市	阿部三郎	レ	1,900 千円	令和 元年 2 月 令和 元年 3 月
I	四国道路	ク		一般国道100号線道路改良 工事の内カッター工事	宮城県 仙台市	上田太郎	レ	1,800 千円	令和 元年 4 月 令和 元年 4 月
J	F 郎玄岡	元請		コンクリート工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,700 千円	令和 元年 12 月 令和 元年 12 月
K	(株)江戸機械	下請		G郎新築工事の内 基礎工事	宮城県 仙台市	豊田一郎	レ	1,600 千円	ページごとの完成 工事高の合計額 (A～Mの合計額)
L	(株)昭和建設	ク		県道758号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,500 千円	ページごとの元請 完成工事高の合 計額 (A+B+C+J)
M	明治製作(株)	ク		県道123号線道路 側溝工事	宮城県 仙台市	岡崎三男	レ	1,000 千円	令和 元年 5 月 令和 元年 5 月

B・C+F～Mの件数≤10件

... 「軽微な工事」

ページごとの合計を記載する。

「注文者」及び「工事名」に記入に際しては、工事内容
が分かるように具体的に記載する。
ただし、個人の氏名を記載しないように注意すること(発
注者「A」、工事名「A郎新築工事」のように記載する)。

(改正後)

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完工工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完工工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、当該完工工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完工工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完工工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完工工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。

- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完工工事について、その完工工事高を括弧書で付記すること。

- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

(改正前)

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完工工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完工工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、当該完工工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完工工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。

- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完工工事について、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完工工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完工工事については記載を要しない。

- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完工工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。

- 8 「配置技術者」の欄は、完工工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。

- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完工工事について、その完工工事高を括弧書で付記すること。

- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

(改正後)

(改正前)

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

(用紙A 4)

各事業年度ごとに内訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		土木工事	とじエ工事	内装仕上工事		
第42期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,178,701 46,894 0 1,225,595	0 0 136,346 136,346	0 22,330 0 22,330	0 0 0 0	0 70,437 136,346 1,385,484
第43期 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,171,988 46,627 0 1,218,615	0 31,727 51,608 83,335	0 1,941 2,013 1,941	0 12,550 0 14,563	0 92,845 53,621 1,318,454
第44期 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,272,898 50,486 0 1,323,384	0 2,041 85,157 87,198	0 12,621 0 12,621	0 65,148 13,320 13,320	0 65,148 98,477 1,436,523
第一期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第二期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第三期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第四期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

(8) 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第三号（第二条

千円未満は切り捨て、切り上げ、四捨五入いずれかの方法で記載してください。

様式第二号にあわせて税込か税抜に丸を付す。経営事項審査を受ける場合は、税抜となる。

(用紙A 4)

各事業年度ごとに内訳を記載する。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		土木工事	とじエ工事	内装仕上工事		
第42期 令和元年10月1日から 令和2年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,178,701 46,894 0 1,225,595	0 0 136,346 136,346	0 22,330 0 22,330	0 0 0 0	0 70,437 136,346 1,385,484
第43期 令和2年10月1日から 令和3年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,171,988 46,627 0 1,218,615	0 31,727 51,608 83,335	0 1,941 2,013 1,941	0 12,550 0 14,563	0 92,845 53,621 1,318,454
第44期 令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで	元 公共 請 民間 下 請 計	1,272,898 50,486 0 1,323,384	0 2,041 85,157 87,198	0 12,621 0 12,621	0 65,148 13,320 13,320	0 65,148 98,477 1,436,523
第一期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第二期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第三期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					
第四期 令和年月日から 令和年月日まで	元 公共 請 民間 下 請 計					

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（p106）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

<注意事項>

既に税込額で決算変更届を提出している事業者が経営事項審査を受ける場合は、決算変更届について訂正届出書（p106）を提出する必要があります（免税事業者除く）。
尚、経営事項審査については、土木部事業管理課へお問い合わせください。

(改正後)

(改正前)

(9) 使用人数 [様式第四号]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

専任技術者の要件を満たす者		左記以外の技術関係使用人		法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除くこと。	
(用紙A4) 令和 年 月 日					
使 用 人 数					
営業所の名称	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	技術関係使用人	事務関係使用人	合 計	
本店	10人	5人	3人	18人	
古川支店	2人	2人	1人	5人	
合 計	12人	7人	4人	23人	

別紙二(1)及び別紙二(2)
に記載した順に記載する。

○法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。
○個人の場合、事業主を含む。
○兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。

○新規申請等の場合は、申請時点の人数
○決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割した後に法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用者」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(9) 使用人数 [様式第四号]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

専任技術者の要件を満たす者		左記以外の技術関係使用人		法人で兼業がある場合には、建設業以外に従事する職員を除くこと。	
(用紙A4) 令和 年 月 日					
使 用 人 数					
営業所の名称	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	技術関係使用人	事務関係使用人	合 計	
本店	10人	5人	3人	18人	
古川支店	2人	2人	1人	5人	
合 計	12人	7人	4人	23人	

別紙二(1)及び別紙二(2)
に記載した順に記載する。

○法人の場合、役員を含む。ただし、監査役は含めない。
○個人の場合、事業主を含む。
○兼業に従事する者、パート、アルバイト職員は除く。

○新規申請等の場合は、申請時点の人数
○決算の変更届出書に添付する場合は、決算期末日の人数

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している建設業に従事している使用人を、建設業に従事している使用人を、
- 「使用者」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(改正後)

(10) 誓約書【様式第六号】

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号（第二条関係）

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申 請 者
譲 受 者
合併相続法人
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定す

る使用者並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要のものを消す

申 請 者
譲 受 者
合併相続法人
分割承継法人

令和〇年〇月〇日

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙 台 建 設
代表取締役 仙 台 太 郎 印

宮 城 県 知 事 殿

記載要領

申 請 者
譲 受 者
合併相続法人
分割承継法人
「申 請 者
譲 受 者
合併相続法人
分割承継法人」
「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については、不要のものを消すこと

(改正前)

(10) 誓約書【様式第六号】

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第六号（第二条関係）

(用紙A4)

誓 約 書

本文は消さない

申請者 申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用者並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要のものを消す

令和〇年〇月〇日
宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
株式会社 仙 台 建 設
申請者 代表取締役 仙 台 太 郎 印

宮 城 県 知 事 殿

記載要領

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」
については、不要のものを消すこと

(改正後)

(改正前)

(11) 常勤役員等証明書〔様式第七号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

経営業務の管理責任者等としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書

代表取締役、取締役事業主、支配人等の役職名を記載する。

(1) 下記の者は、**建設業**に關し、次のとおり**第7条第1号イ**に掲げる経験を有することを証明します。

代表取締役
役職名等
経験年数
昭和 60年 10月から 平成 16年 4月まで 満 18年 7月

役員
(例) 宮城県知事(般-16)第12345号
土木工事業 平成16年6月25日 許可

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。なお、既に提出された証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の印を省略することができる。

①申請人が法人の場合
②申請人が個人の場合
③申請人が個人で支配人を置いている場合

区分が変更の場合には、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04
姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

常勤役員等の略歴については、別紙による。

1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合

注1
証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

注2
正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(11) 経営業務の管理責任者証明書〔様式第七号〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

経営業務の管理責任者証明書

代表取締役、取締役事業主、支配人等の役職名を記載する。

(1) 下記の者は、**土木・造園工事業**に關し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

代表取締役
役職名等
経験年数
昭和 60年 10月から 平成 16年 4月まで 満 18年 7月

役員
(例) 宮城県知事(般-16)第12345号
土木工事業 平成16年6月25日 許可

証明者は、証明しようとする期間被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする(注2)。なお、既に提出された証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の印を省略することができる。

①申請人が法人の場合
②申請人が個人の場合
③申請人が個人で支配人を置いている場合

区分が変更又は追加の場合は、変更又は追加の年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04
姓の最初から2文字を記入

許可申請書に添付する場合は下段を、それ以外の場合は上段を消す。

右詰めで記入し左余白は必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

1 新規申請の場合
2 経営業務の管理責任者を変更する場合
3 既存の業種を追加する場合
4 更新、業種追加、般特新規を申請する場合

注1
証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

注2
正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(改正後)

(12) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号イに規定する常勤役員等について記載すること。

別紙

(用紙A4)

常勤役員等の略歴書

現 住 所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏 名	仙 台 太 部	生 年 月 日	S 30 年 5 月 22 日生
職 名	代表取締役		
期 間		従 事 し た 職 務 内 容	
自 S 48 年 4 月 1 日 自 S 60 年 3 月 31 日	(株)仙台建設入社	本店営業部勤務	
自 H 2 年 4 月 1 日 至 H 7 年 3 月 31 日	取締役 大河原支店長	現在に至るまでの職歴を記入する。 ※様式第七号で示した経営業務の管理責任者としての期間について、特に具体的に示すこと。	
自 H 2 年 4 月 1 日 至 H 7 年 3 月 31 日	取締役 大崎支店長		
自 H 7 年 4 月 1 日 至 H 10 年 3 月 31 日	取締役 石巻支店長		
自 H 10 年 4 月 1 日 至 H 13 年 3 月 31 日	常務取締役 総務部長		
自 H 13 年 4 月 1 日 至 H 15 年 3 月 31 日	専務取締役 統括本部長		
自 H 15 年 4 月 1 日 至 年 月 日	代表取締役 現在に至る		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日		建設業の経営経験が明らかになるように記載する。	
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
年 月 日	賞 嘲 の 内 容		
賞	なし		
罰	「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に該当する場合、「虚偽申請」となり、建設業許可を取消す場合があります。		
上記の通り相違ありません。			
令和〇年〇月〇日 氏名 仙 台 太 部 印			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(改正前)

(12) 経営業務の管理責任者の略歴書〔様式第七号別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

経営業務の管理責任者である役員について記載すること。

別紙

(用紙A4)

経営業務の管理責任者の略歴書

現 住 所	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1		
氏 名	仙 台 太 部	生 年 月 日	S 30 年 5 月 22 日生
職 名	代表取締役		
期 間		従 事 し た 職 務 内 容	
自 S 48 年 4 月 1 日 自 S 60 年 3 月 31 日	(株)仙台建設入社	本店営業部勤務	
自 H 2 年 4 月 1 日 至 H 7 年 3 月 31 日	取締役 大河原支店長	現在に至るまでの職歴を記入する。 ※様式第七号で示した経営業務の管理責任者としての期間について、特に具体的に示すこと。	
自 H 2 年 4 月 1 日 至 H 7 年 3 月 31 日	取締役 大崎支店長		
自 H 7 年 4 月 1 日 至 H 10 年 3 月 31 日	取締役 石巻支店長		
自 H 10 年 4 月 1 日 至 H 13 年 3 月 31 日	常務取締役 総務部長		
自 H 13 年 4 月 1 日 至 H 15 年 3 月 31 日	専務取締役 統括本部長		
自 H 15 年 4 月 1 日 至 年 月 日	代表取締役 現在に至る		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日		建設業の経営経験が明らかになるように記載する。	
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
自 年 月 日			
至 年 月 日			
年 月 日	賞 嘲 の 内 容		
賞	なし		
罰	「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に該当する場合、「虚偽申請」となります。		
上記の通り相違ありません。			
令和〇年〇月〇日 氏名 仙 台 太 部 印			

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(改正後)

(改正前)

適切な経営体制の確認資料（規則第7条1号イ該当の場合）	
新規・追加	<p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>2 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 〔※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領收証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。〕</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 ロ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>2 執行役員等（※）で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。） 〔※取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者。〕</p> <p>①執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 業務分掌規程（写）</p> <p>③取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録のいずれか（写）</p> <p>④執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類 取締役会の議事録、人事発令書のいずれか（写）</p> <p>ホ 経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（①～③の要件を全て満たす必要があります。） ①被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 組織図（写）</p> <p>②被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類 業務分掌規程、過去の稟議書のいずれか（写）</p> <p>③補佐経験の期間を確認するための書類 人事発令書（写）</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するものとして次のいずれか イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写 ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写 ハ 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分）</p>
更新	常勤性を証明するものとして上記1のイ～二のいずれか

経営業務の管理責任者の確認資料	
新規・追加	<p>1 常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <hr/> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの ア 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） 申請業種に係る経験の場合は5年間以上、それ以外の業種に係る経験の場合は6年間以上。 なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。 イ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写 ウ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写 エ 執行役員等又は経営業務補佐経験で申請する場合の確認資料（個別に御相談ください。）</p>
更新	常勤性を証明するものとして上記1のア～エのいずれか

(改正後)	(改正前)
(注 1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様	(注 1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様
(注 2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。	(注 2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。
(注 3) 経験年数については、概ね四半期に 1 件程度の工事を確認します。	(注 3) 経験年数については、概ね四半期に 1 件程度の工事を確認します。
(注 4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。	(注 4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。
(注 5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。	(注 5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。
<p><u>(注 6) 過去 5 年以内に申請（届出）事業者の建設業法第 7 条第 1 号（規則第 7 条第 1 号イ）に規定される常勤役員等（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者）として証明された者を再度証明する場合の特例</u></p> <p>今回の申請（届出）に添付する常勤役員等証明書（様式第七号）と、過去 5 年以内に作成し証明された常勤役員等証明書（様式第七号）（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第 7 号））の記載内容が同一である場合、上記の、「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第 7 条第 1 号（規則第 7 条第 1 号イ）の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。</p> <p>その際、過去に提出した常勤役員等証明書（様式第七号）（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第 7 号））の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。</p> <p>※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。</p> <p>※省略の対象となるのは、申請（届出）事業者において、過去 5 年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。</p>	<p><u>(注 6) 過去 5 年以内に申請（届出）事業者の建設業法第 7 条第 1 号（規則第 7 条第 1 号イ）に規定される常勤役員等（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者）として証明された者を再度証明する場合の特例</u></p> <p>今回の申請（届出）に添付する常勤役員等証明書（様式第七号）と、過去 5 年以内に作成し証明された常勤役員等証明書（様式第七号）（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第 7 号））の記載内容が同一である場合、上記の、「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第 7 条第 1 号（規則第 7 条第 1 号イ）の期間を証明するもの」に関する資料の提出を省略することができます。</p> <p>その際、過去に提出した常勤役員等証明書（様式第七号）（令和 2 年 9 月 30 日以前における経営業務の管理責任者証明書（様式第 7 号））の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務所の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。</p> <p>※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。</p> <p>※省略の対象となるのは、申請（届出）事業者において、過去 5 年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。</p>
<p><u>(注 7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。</u></p>	<p><u>(注 7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。</u></p>

(改正後)

(改正前)

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第七号（第三条関係）

被證明者1人につき、
證明者別に作成する。

常勤役員等としての経験を有した期間を
記載する（注1）。
證明者が證明できる期間。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
（第一面）

（1） 下記の者は、次のとおり第7条第1款（（1））に掲げる経験を有することを證明します。
（2） 下記の者は、許可申請（（1）の常勤の役員）（2）に該当する者であることに相違ありません。

取締役
常勤 40年 4月から 令和 2年 3月まで 满 2年

（例） 宮城県仙台市本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台大輔

證明者
（例） 宮城県仙台市本町3-8-1
株式会社 仙台建設
代表取締役 仙台大輔

（1）申請人が法人の場合
（2）申請人が個人の場合
（3）申請人が個人で支配人を
置いている場合

（2）下記の者は、許可申請（（1）の常勤の役員）（2）に該当する者であることに相違ありません。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元（身分）証明書の字で記入。

（注1） 証明者が同一である場合で、被證明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で證明することができる。

（注2） 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を證明できる他の者（当時の取締役、本人が證明）の証明を得ること。

（新規）

(改正後)

(改正前)

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。
建設業の財務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。
証明者が証明できる期間。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者にて適切に配置するものであることに相違ありません。

会社名 宮城県仙台市東区3-8-1
代表者名 仙台建設
代表取締役 仙台次郎

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00
宮城県知事…04
姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

(注1)
証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができます。

(注2)
正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事実を説明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(新規)

(改正後)

(改正前)

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

<p>常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。</p> <p>被証明者1人につき、証明者別に作成する。</p> <p>建設業の労務管理の業務経験を有した期間を記載する(注1)。 証明者が証明できる期間。</p> <p>(第三面)</p> <p>下記の者は、次のとおり各自以下の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであらうとに相違ありません。</p> <p>会社名 宮城県仙台市青葉区3-8-1 株式会社仙台建設 代表取締役 仙台次郎</p> <p>地番 平成27年4月から令和2年3月まで満5年</p> <p>証明者 社員 職種 姓 氏 名 性別 年齢 会社年月日 新規 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する</p> <p>(例) 宮城県知事(横-16)第12345号 主事工事業 平成16年6月25日許可</p> <p>変更の場合は、変更年月日を記載する。</p> <p>大臣……………00 官公署名 姓の最初から2文字を記入</p> <p>身元(身分)証明書の字で記入。</p> <p>◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新】 氏名のヨリガシ 姓 氏 名 性別 年齢 会社年月日 新規 変更 3. 更新、業種追加、般特新規を申請する場合 (変更を伴わない場合)</p> <p>◎【備考】 常勤役員等を直接に補佐する者の概要については、別紙による。</p> <p>(注1) 証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができます。</p> <p>(注2) 正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事實を説明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。</p>
--

(新規)

(改正後)

(改正前)

(13) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

常勤役員等を補佐する者は、同一の者が複数の常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成する。

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

建設業の業務運営の業務経験を有した期間を記載する(注1)。証明者が証明できる期間。

(第四面)

下記の者は、次のとおり各種以下の建設業の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであらうに相違ありません。

被証明者
宮城県知事
官印
本名
姓
年
月
日
平成 27 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで 満 5 年

証明者
宮城県
官印
本名
姓
年
月
日
平成 27 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで 満 5 年

社員
職務
平成 27 年 4 月から 令和 2 年 3 月まで 満 5 年

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

区分が変更の場合は、変更年月日を記載する。

大臣……………00 宮城県知事…04

姓の最初から2文字を記入

身元(身分)証明書の字で記入。

**(例) 宮城県知事 (横-16) 第 1 2 3 4 5 番
主事工事業 千成 16 年 6 月 25 日 許可**

左詰めで記入し余白は必ず“0”で埋める。

右詰めで記入し左詰めは必ず“0”で埋める。

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のヨリガシ
姓
年
月
日
生年
月
日
住
所
宮城県多賀城市谷 1-4-1

【変更前】

姓
年
月
日
生年
月
日
住
所
宮城県多賀城市谷 1-4-1

常勤役員等を直接に補佐する者の整理については、別紙により。

**1 新規申請の場合
2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者を変更する場合
3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合(変更を伴わない場合)**

(注1)

証明者が同一である場合で、被証明者の経験期間が休職又は出向等によって中断している場合は、当該経験期間を2段書きにして1枚の証明書で証明することができる。

(注2)

正当な理由によりこの方法によることが出来ない場合は「備考」の欄に理由を記入して、当該事實を説明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(新規)

(改正後)

(改正前)

(14) 常勤役員等の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号口に規定する常勤役員等について記載すること。

別紙1

(用紙A-4)

(新規)

常勤役員等の略歴書

姓	名	仙台一郎	生年月日	S 31 年 5 月 22 日生
職	名	取締役		
期 間	後 事 し た 職 業 内 容			
	自 H20 年 4 月 1 日 至 H30 年 3 月 31 日	(株)宮城物産 本店営業部勤務		
歷	自 H27 年 4 月 1 日 至 H30 年 3 月 31 日	取締役		
	自 H30 年 4 月 1 日 至 R2 年 3 月 31 日	(株)仙台建設入社 取締役 現在に至る		
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
自 年 月 日				
至 年 月 日				
賞	年 月 日	賞——罰——の——内——容		
	——全——し			
罰	「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、 後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に 該当する場合、「虚偽申請」となり、建設業許可を 取消す場合があります。			
上記の通り相違ありません。				
— 令和〇年〇月〇日				
氏名 仙台一郎 印				

記載要領

※「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(改正後)

(改正前)

(15) 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙〕

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

施行規則第7条1号口に規定する常勤役員等を直接
に補佐する者について記載すること。

別紙2.

(用紙A-4)

(新規)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

姓	氏名	生年月日	生年月日
仙台 太郎		平成32年5月22日生	
職	職務		
職務履歴			
年　月　日　～　年　月　日　　就業場所　就業内容 自 H26年4月1日　～　H31年3月31日　（株）仙台建設入社　本店営業部勤務 仙台本店財務部勤務 自 H27年4月1日　～　H28年3月31日　本店財務部長　現在に至る 現在に至るまでの職歴を記入する。 ※様式第七号の二で した業務経験の期間については、特に具体的に示すこと。 年　月　日 年　月　日 賞罰欄 上記の通り相違ありません。 ～　年　月　日　　氏名　仙台 太郎　印 記載要領 ※「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。			

(改正後)

(改正前)

適切な経営体制の確認資料（規則第7条1号口該当の場合）	
新規・追加	<p>○常勤役員等について</p> <p>1 常勤性を証明するものとして次のいづれか</p> <p>イ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写</p> <p>ロ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写</p> <p>ハ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写</p> <p>二 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 →個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写</p> <p>※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <p>※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、（公共交通機関利用の場合は）通勤定期券、（車通勤の場合は）通勤経路図（所要時間を明記して作成）及び高速料金領収証、ETCの利用明細書等の資料（写）を追加で提出していただきます。</p> <p>2 役職名及び経験年数を確認するもの</p> <p>イ 法人の役員にあっては、登記事項証明書又は閉鎖した役員欄の謄本（期間分） なお、更新の場合で経営業務の管理責任者に変更がない場合は確認資料不要。</p> <p>ロ 令第3条に規定する使用人にあっては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書（着任時と退任時）等の写</p> <p>ハ 個人の場合は経営経験を証明する期間分の確定申告書の写</p> <p>※役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を証明する場合は、個別に御相談ください。</p> <p>3 法第7条第1号（規則第7条第1号口）の期間を証明するものとして次のいづれか</p> <p>※建設業以外の会社における役員等の経験期間については添付不要。</p> <p>イ 変更届出書（決算報告）の表紙及び直前三年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕（期間分）の写</p> <p>ロ 工事請負契約書、工事請書、注文書等（期間分）の写</p> <p>ハ 発注証明書＋領収書又は請求書＋入金確認書の写（期間分）</p> <p>○当該常勤役員等を直接に補佐する者について 個別に御相談ください。</p>
更新	常勤性を証明するものとして上記1のイ～ニのいづれか

(新規)

(注1) 変更する場合の確認資料は「新規・追加」と同様

(注2) 確認資料として確定申告書を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合には、税務署の受信通知を添付してください。

(注3) 経験年数については、概ね四半期に1件程度の工事を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(注6) 過去5年以内に申請（届出）事業者の建設業法第7条第1号（規則第7条第1号口）に規定される常勤役員等又は当該常勤役員等を直接に補佐する者として証明された者を再度証明する場合の特例

(改正後)

(改正前)

今回の申請又は届出に添付する常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）と、過去に作成し証明された常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）の記載内容が同一である場合、常勤役員等については、上記「2 役職名及び経験年数を確認するもの」及び「3 法第7条第1号（規則第7条第1号イ）の期間を証明するもの」に関する資料、当該常勤役員等については「被認定者における経験が財務管理、労務管理又は業務運営の業務に関するものであることを確認するための書類」及び「経験の期間を確認するための書類」の提出を省略することができます。

その際、過去に提出した常勤役員等及び当該常勤等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）の副本の写し及び、それらの書類を提出した際の過去の建設業許可申請書（様式第一号）又は変更届出書（様式第二十二号の二）の副本の写し（土木事務書の受付印が確認できないものは不可。）を確認資料として添付してください。

※過去に規則第7条第1号ロに規定する常勤役員等として認められた者を、規則第7条第1号イに規定する常勤役員等として申請する場合には、改めて確認資料を提出する必要があります。

※資料の提出を省略するものであり、審査を省略するものではありません。

※省略の対象となるのは、申請（届出）事業者において、過去5年以内に常勤役員等として証明された方に限られます。

(新規)

(注7) 資料の提出に関し「いずれか」と記載がある項目についても、提出された資料で要件を満たしていることが確認できない場合は追加で資料の提出を求めますので、用意できる資料についてはあらかじめ持参するようお願いいたします。

(改正後)

(改正前)

(16) 健康保険等の加入状況〔様式第七号の三〕

様式第七号の三

(用紙A-4)

(新規)

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年 6月 1日

お問い合わせ用 お問い合わせ用 お問い合わせ用		申請者 株式会社 仙台建設 届出者 代表取締役 仙台太郎		印	
許可登録 許可登録 許可登録		宮城県仙台市青葉区本町3-8-3 許可年月日 許可登録 許可(般二) 第 1 号 令和元年 6月 1日		印	
(営業所毎の保険加入の有無) 上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。					
営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
本社	20人 (5人)	1	1	1	健康保険 ○○○ ○○○ 厚生年金保険 ○○○ ○○○ 雇用保険 ○○○ ○○○
吉川支店	10人 (0人)	3	2	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括 健康保険
1:加入 2:適用除外 3:一括認可 ※詳細は記載要領7, 8, 9を確認					記載事項 健康保険:事業所整理記号及び事業番号 厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号 雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号 厚生年金保険 雇用保険
(人)	(人)				
合計	人	※注意! 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員(常勤・非常勤を問わず、監査役を除く、以下同じ)、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。1週間の所定労働時間が20時間未満であるパート・アルバイト等の加入義務がない者を除く)を記載すること。また、()内には、法人の場合は役員の人数を、個人事業主の場合は事業主及び同居の親族である従業員の人数を内数として記載すること。			

保険加入状況の確認資料

雇用保険	直近の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(写)及び領収書(写)
健康保険・ 厚生年金保険	次のうちのいずれか ・直近の健康保険及び厚生年金保険の納入にかかる領収書(又は納入証明書)(写) ・直近の被保険者標準報酬決定通知書(写) ・直近の被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知書(写)

※加入手続きがお済みで通知が届いていない場合は、受け付けられた申請書の控え(写)を提出して下さい。

※協会けんぽ(全国健康保険協会)又は健康保険組合(組合管掌健康保険)に加入している場合は「1.加入」を記入して下さい。

※健康保険被保険者適用除外承認申請による承認を行って国保組合(国民健康保険組合※建設国保等)に加入している場合は「3.適用除外」を記載し、適用除外承認証(写)を提出して下さい。

※適用除外の例

【雇用保険】
従業員が一人もいない事業所(例)役員のみの法人事業所、事業主と専従者ののみの個人事業所

【健康保険・厚生年金保険】

従業員が4人以下の個人事業所(法人事業所は従業員の数にかかわらず適用事業所となります)

なお、保険に関するお問い合わせは、雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へお願いいたします。

(改正後)

記載要領

- 4 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政機関からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政以外の許可行政に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合、「(1)を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。」
(2) ①既に提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(2)を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
 - 2 「地方整備局長・北海道開発局長・知事」、「国土交通大臣・知事」及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
 - 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを記す書面を添付すること。
 - 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現行2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
 - 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
 - 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。(内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。)
 - 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第44条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
 - 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
 - 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
 - 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
 - 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
 - 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

【社会保険等加入義務一覧】○: 加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 年金保険	雇用保険	
法人	1人~	○	○	適用除外となる保険 二 雇用
	役員のみ等	○	二	
個人事業所	5人~	○	○	健康、年金 雇用、健康、年金
	1人~4人	二	○	
1人親方等	二	二	二	

(新規)

(改正前)

(改正後)

(改正前)

専任技術者の確認資料	
新規・追加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 　→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。 ※現住所が勤務を要する営業所の所在地から遠距離にある場合（通勤時間が標準的な通勤経路において概ね2時間を超える場合）は、交通定期券の写、出勤簿の写等の常勤性を証明する資料を追加で提出していただきます。</p> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P. 70～72のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1に加えて下記の①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） ② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） 厚生年金加入期間証明書 ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P. 74の確認資料参照</p>
更新	常勤性を証明するものとして上記1のア～エのいずれか

(注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要

ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要

(注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合は、税務署の受信完了通知を添付してください。

(注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

専任技術者の確認資料	
新規・追加	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか ア 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写 イ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写 ウ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写 エ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写 　→個人においては所得税確定申告書の表紙の写及び専従者欄の写 ※出向の場合には別途確認資料が必要となります。個別に御相談ください。</p> <hr/> <hr/> <p>※ 技術者の要件が実務経験10年以上、指定学科卒業と実務経験、P. 59～61のコード表の資格取得後に必要な実務経験[1年]、[3年]、[5年]の記載がある場合は、上記1、2に加えて下記の①、②</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験の内容が確認できるものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明者が建設業許可を有している（いた）場合 変更届出書（決算報告）の表紙及び工事経歴書（期間分）の写 ○ 証明者が建設業許可を有していない場合 工事請負契約書、工事請書、注文書等の写（期間分） 発注証明書+領収書又は請求書+入金確認書の写（期間分） ○ その他（上記で証明ができない場合には個別に御相談ください。） ② 実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康保険被保険者証の写（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） 厚生年金加入期間証明書 ○ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写（期間分） ○ 住民税特別徴収税額通知の写（期間分） ○ 確定申告書→法人においては法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写（期間分） →個人においては所得税確定申告書の表紙の写（期間分） ○ その他（出向の場合は個別に御相談ください。） <p>※ 指導監督的実務経験の場合は、P. 63の確認資料参照</p>
更新	常勤性を証明するものとして上記1のア～エのいずれか

(注1) 区分（項番61）が2、4または5の場合は、確認資料不要

ただし、区分（項番61）が2で新たに実務経験による資格を追加する場合は、※-①、②が必要

(注2) 確認資料として確定申告書写を提出する場合で、電子申告により確定申告を行っている場合は、税務署の受信完了通知を添付してください。

(注3) 実務経験年数は12ヶ月×必要年数分（10年であれば120ヶ月分）の実績を確認します。

(注4) 必要に応じて、上記資料以外の資料を確認する場合があります。

(注5) 確認資料について不明な点がある場合には、事前にお問い合わせください。

(改正後)

(14) 実務経験証明書 [様式第九号]

(当該用紙下段の記載要領をご覧ください。)

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。
(法第7条第2号イ又はロの該当者P.16参照)

【指定建設業について】

土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造工事業、舗装工事業、電気工事業及び造園工事業の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められており、実務経験により特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者になることはできません。(一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者に限られる。)

様式第九号(第三条関係)

実務経験証明書

下記の者は、達 國 工事に間に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

(注1) 宮城県知事許可(根-24) 第5432号
→ 達國工事業 平成24年4月10日 許可日

証明者 代表取締役 大町 花子 印

記

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

(用紙A 4)

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

被証明者が所属していた部課名等を記載する。
所属が明確でない場合は役職名を具体的に記載する。
(例) 取締役
○○部長
○○課長等

使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。
(例) 令和〇年〇月会社解散のため
令和〇年〇月〇日事業主死亡のため等

記載要領
1 この証明書は、許可を含むようしする建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「記載欄」の欄は、被証明者が記載していただけた欄を記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1)

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(注2)

年にわたりてきめなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。)

(改正前)

(14) 実務経験証明書 [様式第九号]

(当該用紙下段の記載要領をご覧ください。)

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。
(法第7条第2号イ又はロの該当者P.16参照)

様式第九号(第三条関係)

実務経験証明書

下記の者は、達 國 工事に間に、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

(注1) 宮城県知事許可(根-24) 第5432号
→ 達國工事業 平成24年4月10日 許可日

証明者 代表取締役 大町 花子 印

記

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

(用紙A 4)

証明者は被証明者の使用者である法人の代表者又は個人の事業主とする。

(用紙A 4)

この様式は、実務経験により専任技術者又は主任技術者になる場合に必要です。
(法第7条第2号イ又はロの該当者P.16参照)

記

被証明者が申請者以外の建設業者である場合は、許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。

被証明者との関係
社員

被証明者の立場からみた被証明者の関係を記載する。
(例) 役員、社員、従業員

実際に雇用されていた期間を記載する。

被証明者の立場からみた被証明者の関係を記載する。
(例) 役員、社員、従業員

実際に雇用されていた期間を記載する。

被証明者が所属していた部課名等を記載する。
所属が明確でない場合は役職名を具体的に記載する。
(例) 取締役
○○部長
○○課長等

実務経験年数は重複しないこと。

被証明者との関係
社員

使用者と証明者が異なる場合の理由を記載する。
(例) 令和〇年〇月会社解散のため
令和〇年〇月〇日事業主死亡のため等

使用者の証明を得ることができない場合はその理由

記載要領
1 この証明書は、許可を受けようとする建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
2 「記載欄」の欄は、被証明者が記載していただけた欄を記載すること。
3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(注1)

正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人が証明)の証明を得ること。

(注2)

年にわたりてきめなく建設工事が続く場合にはその年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめる。(実務経験10年で申請する場合は、10行以上記載する。)

(改正後)

(21) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

<p>申請者が法人の場合</p> <p>個人の場合</p> <p>許可申請者 (法人の役員等 本人 法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書</p> <p>常勤・非常勤の別を記載する。</p> <p>申請時における職名を記載する。 (例) 代表取締役 取締役 個人は事業主</p> <p>現 住 所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷 1-4-1 氏 名 仙 台 五 部 生 年 月 日 S 35 年 5 月 22 日生 役 名 等 取締役 (常勤) 質 質 年 月 日 質 質 の 内 容 全 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載してください。 「賞罰の内容」の欄に具体的な記載が無いまま、後に行政処分等の事実が確認され、法第8条に該当する場合、「虚偽申請」となり、建設業許可を取消す場合があります。 上記の通り相違ありません。 合和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 仙 台 五 部 印</p> <p>記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 「(法人の役員等 本人 法定代理人の役員等)」については、不要のものを消すこと。 法人である場合には、法人の役員、顧問、相談役又は経理の権限持株の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上を指すものと定める。以下「株主等」という。」について記載すること。 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。 <p>「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)に記載する。</p> <p>代表者であっても代表者印ではなく個人の印鑑を押印する。 同一姓の場合に同一印は使用しないこと。</p>	<p>(改正前)</p> <p>(17) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書〔様式第十二号〕</p> <p>(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)</p> <p>申請者が法人の場合</p> <p>個人の場合</p> <p>許可申請者 (法人の役員等 本人 法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書</p> <p>常勤・非常勤の別を記載する。</p> <p>申請時における職名を記載する。 (例) 代表取締役 取締役 個人は事業主</p> <p>現 住 所 宮城県多賀城市鶴ヶ谷 1-4-1 氏 名 仙 台 太 部 生 年 月 日 S 25 年 5 月 22 日生 役 名 等 代表取締役 (常勤) 質 質 年 月 日 質 質 の 内 容 全 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載する。 上記の通り相違ありません。 合和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 氏 名 仙 台 太 部 印</p> <p>記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> 「(法人の役員等 本人 法定代理人の役員等)」については、不要のものを消すこと。 法人である場合には、法人の役員、顧問、相談役又は経理の権限持株の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上を指すものと定める。以下「株主等」という。」について記載すること。 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。 様式第7号別紙_____に記載のある者については、本様式の作成を要しない。 <p>「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、建設業法施行令第3条使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第十三号)は省略し、建設業法施行令第3条使用人に関する内容も、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第十二号)に記載する。</p> <p>代表者であっても代表者印ではなく個人の印鑑を押印する。 同一姓の場合に同一印は使用しないこと。</p>
--	--

(改正後)

(23) 株主(出資者)調書〔様式第十四号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

(用紙A4)

株主(出資者)調書		
株主(出資者)名	住所	所有株数又は出資の額額
仙台太郎	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	500株
仙台喜美	ク	100株
仙台円香	宮城県石巻市中島町17-2	100株
<small>株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。</small>		
<small>株式会社にあっては、登記事項証明書の発行済株式総数の100分の5以上を有する株主は別紙一の「役員等の一覧表」に株主等として記載すること。 (様式第十二号の提出も必要)</small>		

記載要領
この調書は、純株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(改正前)

(19) 株主(出資者)調書〔様式第十四号〕

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

(用紙A4)

株主(出資者)調書		
株主(出資者)名	住所	所有株数又は出資の額額
仙台太郎	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	500株
仙台喜美	ク	100株
仙台円香	宮城県石巻市中島町17-2	100株
<small>株数を記載するときは「○○株」とし、出資の額額を記載するときは「○○円」と、その単位を必ず記載する。</small>		

記載要領
この調書は、純株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

(改正後)

(削除)

(改正前)

様式第二十号の三（第四条関係）

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、提出をします。

令和元年 6月 1日

地方整備局長 北海道開発局長 宮城県 知事	殿	申請者 株式会社 仙台建設	届出者 代表取締役 仙台 太郎	印
許可番号 国土交通大臣 許可(般特)		第 号	令和 年 月 日	許可年月日
宮城県 知事				

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		○	○	○	
本社	20人 (5人)	○	○	○	健康保険 ○○○ ○○○
古川支店	10人 (0人)	○	○	○	厚生年金保険 ○○○ ○○○
	人 (人)				雇用保険 ○○○ ○○○
	人 (人)				健康保険 本店一括
	人 (人)				厚生年金保険 本店一括
	人 (人)				雇用保険 本店一括
	人 (人)				健康保険
	人 (人)				厚生年金保険
	人 (人)				雇用保険
合計	人 (人)				

上記の提出区分が(2)の場合のみ記載する。

役員又は個人事業主を含め 全ての人数を記載	加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記載			記載事項 健康保険:事業所整理記号及び事業番号 厚生年金保険:事業所整理記号及び事業所番号 雇用保険:雇用保険にかかる労働保険番号
	加入は1	未加入は2	適用が除外される場合は3を記載	
			厚生年金保険	
			雇用保険	
			健康保険	
			厚生年金保険	
			雇用保険	

記載要領

1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可などの許可行政からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政以外の許可行政に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は申請時の加入状況を記入すること。

(2) 既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は変更後の加入状況を記入すること。

2 「申請者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成したがある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

「 地方整備局長 「国土交通大臣
北海道開発局長 知事」 及び 「般
知事」 「特」 については、不要のものを消すこと。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

(改正後)

(削除)

(改正前)

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に從事する者を含む。)を記載すること。()内に、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の有無」「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。

8 「保険加入の有無」「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の第2項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については、記入を要しない。

9 「保険加入の有無」「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の第2項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による組織事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

(改正後)

(改正前)

(27) 主要取引金融機関名 [様式第二十号の三]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十号の三 (第四条関係)

(用紙A4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	七十七銀行 横浜支店	社の都信用金庫 中央支店	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とともに、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

(24) 主要取引金融機関名 [様式第二十号の四]

(当該用紙下段の記載要領を必ずご覧ください。)

様式第二十号の四 (第四条関係)

(用紙A4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	七十七銀行 横浜支店	社の都信用金庫 中央支店	

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄には、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とともに、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 ○○銀行○○支店)

(改正後)

2 変更届の提出 —法第11条—

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第50条第1項第2号及び第3号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第28条第1項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の常勤役員等、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 (主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。) ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ◎ 営業所所在地の確認資料（P.32参照）	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② №12（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の添付書類（②～⑤） ◎ 営業所所在地の確認資料（P.32参照） ※ №15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ №15（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №15（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	変更後 30日以内
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	変更後 30日以内

(改正前)

2 変更届の提出 —法第11条—

○変更届の提出義務

許可を受けた後、下表の変更事項に該当する場合は、同表に従って必要な書類を添付した変更届出書を速やかに管轄の各土木事務所に提出してください。

下表の提出しなければならない書類を提出しない、若しくは届出をすべき場合において届出をしない、又は虚偽の記載をしたときは、罰則の適用（法第50条第1項第2号及び第3号）があるほか、当該建設業者に対し監督処分（法第28条第1項）を行うことがあります。

○重複について

既に許可を受けている他の建設業許可業者の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人や、他社で常勤勤務をしている者は、自社の経営業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人として登録することはできません。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類（◎は確認資料）	届出期間
1	商号又は名称	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	
2	営業所の名称・所在地	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 (主たる営業所に関する変更のみの場合は（第二面）の提出は不要です。) ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ◎ 営業所所在地の確認資料（P.31参照）	
3	営業所の新設	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② №12（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の添付書類（②～⑤）と確認資料 ◎ 営業所所在地の確認資料（P.31参照） ※ №14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
4	営業所の廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ② 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号） ※ №14（専任技術者／削除）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №14（専任技術者／変更・追加）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）（第二面）〕 ※ №14（専任技術者／変更・追加または削除）の届出も併せて行ってください。	変更後 30日以内
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ③ 株主（出資者）調書〔様式第十四号〕（※変更がない場合は不要です。）	変更後 30日以内
8	氏名（改姓・改名） <法人の役員・支配人・個人事業主>	① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 個人事業主の場合は、戸籍抄本等公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類。法人の役員・支配人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）。	変更後 30日以内

(改正後)

(改正前)

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間	No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間	
13	経営業務の管理体制	削除 届出書〔様式第二十二号の三〕		13	経営業務の管理責任者	削除 届出書〔様式第二十二号の三〕		
14	経営業務の管理体制 (規則第7条1号口該当の場合)	変更 ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第七号の二〕 ③ 常勤役員の略歴書〔様式第七号の二別紙一〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出 ④ 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書〔様式第七号の二別紙二〕 ※変更する者についてのみ提出 ④ 役員等の一覧表〔別紙1〕 ※常勤役員等を変更する場合のみ提出 ⑤ 経営業務の管理体制の確認資料(新規・追加部分) (注) 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者が改姓改名した場合は、上記確認資料に代えて、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を提出してください。 削除 届出書〔様式第二十二号の三〕	P63 参照					
15	専任技術者	変更・追加 ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 ④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいずれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) (2) 特定建設業の場合(次のいずれか) ア 上記(1)ア, イ, ウのいづれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) ⑤ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、住民票等、常勤性を証明する資料の提出は不要です。	変更後 2週間 以内	14	専任技術者	変更・追加 ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕 ② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 ④ 技術者の要件を証する書面 (1) 一般建設業の場合(次のいづれか) ア 卒業証明書と実務経験証明書〔様式第九号〕 イ 実務経験証明書〔様式第九号〕 ウ 一般建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) (2) 特定建設業の場合(次のいづれか) ア 上記(1)ア, イ, ウのいづれかと指導監督的実務経験証明書〔様式第十号〕 イ 特定建設業に係る資格証明書の写し(併せて原本を提示) ⑤ 専任技術者の確認資料(新規・追加部分) (注1) 専任技術者が改姓改名した場合は、上記①の「専任技術者の追加」として、戸籍抄本など公的機関が発行する改姓改名が確認できる書類を添えて提出してください。同時に、上記①の「専任技術者の交替に伴う削除」として旧姓名の削除に係る書類も提出してください。 (注2) 担当業種又は有資格区分のみを変更する場合は、住民票等、常勤性を証明する資料の提出は不要です。 削除 <交替に伴う削除の場合> ① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕	P56 参照	

(改正後)

(改正前)

			<p>② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕 ③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕 <営業所の廃止等に伴う削除の場合> ※No.4の届出も併せて提出してください。 ① 届出書〔様式第二十二号の三〕 ② 専任技術者一覧表〔別紙4〕</p>	
--	--	--	--	--

(改正後)

(改正前)

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
15	専任技術者 削除	<p><交替に伴う削除の場合></p> <p>① 変更届出書〔様式第二十二号の二（第一面）〕</p> <p>② 専任技術者証明書(新規・変更)〔様式第八号〕</p> <p>③ 専任技術者一覧表〔別紙4〕</p> <p><営業所の廃止等に伴う削除の場合></p> <p>※No.4の届出も併せて提出してください。</p> <p>① 届出書〔様式第二十二号の三〕</p> <p>② 専任技術者一覧表〔別紙4〕</p>	変更後 2週間 以内
16	決 算 報 告	<p>① 変更届出書〔決算変更届表紙〕</p> <p>② 工事経歴書〔様式第二号〕</p> <p>③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕</p> <p>④ 財務諸表<法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表〔様式第十五号〕 ・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕 ・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕 ・注記表〔様式第十七号の二〕 ・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。） <p>財務諸表<個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表〔様式第十八号〕 ・損益計算書〔様式第十九号〕 <p>⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）</p> <p>⑥ 納税証明書</p> <p><知事許可の場合>個人または法人事業税</p> <p><大臣許可・法人の場合>法人税</p> <p><大臣許可・個人の場合>所得税</p> <p>（※納付額、納付済額が記載されているもの）</p> <p><変更のあった場合のみ添付するもの></p> <p>⑦ 健康保険等の加入状況〔<u>様式第七号の三</u>〕</p> <p>⑧ 使用人人数〔様式第四号〕</p> <p>⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕</p> <p>⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）</p>	事業年度 終了後 4か月 以内
17	健康保険等の加入状況	<p>② 健康保険等の加入状況〔<u>様式第七号の三</u>〕</p> <p>③ 健康保険等の加入状況の確認資料（P.65 参照）</p>	加入指導時に定められた提出期限 又は変更後 1ヶ月以内

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

No.	変更事項	変更届出書等又は添付書類 (◎は確認資料)	届出期間
15	決 算 報 告	<p>① 変更届出書〔決算変更届表紙〕</p> <p>② 工事経歴書〔様式第二号〕</p> <p>③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額〔様式第三号〕</p> <p>④ 財務諸表<法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表〔様式第十五号〕 ・損益計算書・完成工事原価報告書〔様式第十六号〕 ・株主資本等変動計算書〔様式第十七号〕 ・注記表〔様式第十七号の二〕 ・附属明細表〔様式第十七号の三〕（※資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。） <p>財務諸表<個人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表〔様式第十八号〕 ・損益計算書〔様式第十九号〕 <p>⑤ 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社の場合）</p> <p>⑥ 納税証明書</p> <p><知事許可の場合>個人または法人事業税</p> <p><大臣許可・法人の場合>法人税</p> <p><大臣許可・個人の場合>所得税</p> <p>（※納付額、納付済額が記載されているもの）</p> <p>⑦ 健康保険等の加入状況〔<u>様式第二十号の三</u>〕</p> <p>⑧ 使用人人数〔様式第四号〕</p> <p>⑨ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第十一号〕</p> <p>⑩ 定款（定款の変更部分が確認できる議事録の写でも可）</p>	事業年度 終了後 4か月 以内
16	健康保険等の加入状況	<p>② 健康保険等の加入状況〔<u>様式第二十号の三</u>〕</p> <p>③ 健康保険等の加入状況の確認資料（P.89 参照）</p>	加入指導時に定められた提出期限 又は変更後 1ヶ月以内

(注1) 決算報告は毎年必ず提出してください。

(注2) 登記事項証明書は、それぞれの変更内容が確認できるもの（履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書等）を提出してください。

(改正後)

(3) 届出書【様式第二十二号の三】

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(3) 専任技術者を削除した場合
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
(5) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(6) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(3) 専任技術者を削除した場合
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
(5) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(6) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(3) 専任技術者を削除した場合
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
(5) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(6) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(改正前)

(5) 届出書【様式第二十二号の三】

(当該用紙の記載要領を必ずご覧ください。)

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 経営業務の管理責任者がいなくなった場合
(2) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(3) 専任技術者を削除した場合
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
(5) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさくなった場合
(6) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(用紙A4)
0000008

届出書

(第十条の二関係)

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(3) 専任技術者を削除した場合
(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
(5) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
(6) 専任技術者が1人もいなくなった場合

廃業となる

(改正後)

(改正前)

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和元年8月25日

許可番号 國土交通大臣 許可(一)第12345号

法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

届出者 13桁
郵便番号 〒980-8570
所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎 印
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9)
該当する場合のみ提出.....(5)(6)
変更があった場合のみ提出.....(10)(11)(12)(13)

必ず提出.....(1)(2)(3)(9)
個人変更があった場合のみ提出.....(10)(11)(12)(13)

事業年度(第44期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)
が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)～(12)の事項については、該当するものを○で囲む。
(5)：特例有限会社を除く株式会社の場合
(6)：資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

(7)大臣許可で法人の場合
記
(1)工事経歴書
(2)工事施工金額
(3)貸借対照表及び損益計算書
(4)株主資本等変動計算書及び注記表
(5)事業報告書
(6)附属明細表
(7)法人税納付済額証明書

(8)所得税納付済額証明書
(9)事業税納付済額証明書
(10)使用人數
(11)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12)定款
(13)健康保険等の加入状況

課税 **免税**

経営事項審査受審予定 **有** **無**
(該当する方を○で囲む)

記載要領
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長」「宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

(4) 変更届出書

(用紙A4)

変更届出書

令和〇年〇月〇日

複数の許可を受けている場合は最も古いものを記載する。

許可年月日 令和元年8月25日

許可番号 國土交通大臣 許可(一)第12345号

法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○

届出者 13桁
郵便番号 〒980-8570
所在地 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1
商号又は名称 株式会社 仙台建設
代表者氏名 代表取締役 仙台太郎 印
電話 022(211)3116

東北地方整備局長 殿
宮城県知事

必ず提出.....(1)(2)(3)(4)(9)
該当する場合のみ提出.....(5)(6)
変更があった場合のみ提出.....(10)(11)(12)(13)

必ず提出.....(1)(2)(3)(9)
個人変更があった場合のみ提出.....(10)(11)(12)(13)

事業年度(第44期 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで)
が終了したので、別添のとおり下記の書類を提出します。

(1)～(12)の事項については、該当するものを○で囲む。
(5)：特例有限会社を除く株式会社の場合
(6)：資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

(7)大臣許可で法人の場合
記
(1)工事経歴書
(2)工事施工金額
(3)貸借対照表及び損益計算書
(4)株主資本等変動計算書及び注記表
(5)事業報告書
(6)附属明細表
(7)法人税納付済額証明書

(8)所得税納付済額証明書
(9)事業税納付済額証明書
(10)使用人數
(11)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
(12)定款
(13)健康保険等の加入状況

課税 **免税**

経営事項審査受審予定 **有** **無**
(該当する方を○で囲む)

記載要領
1 「国土交通大臣」「東北地方整備局長」「宮城県知事」「宮城県知事」については、不要のものを消すこと。
2 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

